

2017年1月11日

参議院議員 片山さつき 様

## 申し入れ書

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク

(Japan NGO Network for CEDAW : JNNC)

共同代表世話人：石崎節子 柚木康子

連絡先：T/F 03-5905-0365

私たち日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワークは、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を願い、日本の政策に反映されることを求めて活動しております。その際の重要なよりどころが女性差別撤廃条約であり、また条約第 18 条による日本政府の報告書に対する女性差別撤廃委員会での審議とその結果としての総括所見(政府訳 最終見解)です。

2016年2月16日、ジュネーブにて、日本政府の第7・8次報告書が女性差別撤廃委員会により審議されました。その結果、同委員会から、同3月7日、総括所見が提示されたことはご承知の通りです。

貴職は、その10日後の3月17日、参議院外交防衛委員会における質問でこの件を取り上げておられます。その議事録を資料として添えておりますが、質問の中に、事実誤認と思われる内容がありますので、本申し入れ書で下記について指摘させていただきます。なお、この申し入れ書は公開を前提とさせていただきます。

貴職は委員会の質問中「(前略) …というか日本側の主張は入っていたんですが、このほか杉山外審が、プレゼンさせて頂いたことの多くが、触れられていないと。また、強制性について、強制性が認められなかったという、証拠が認められなかったという、日本側の政府の説明については、委員会側が、ことごとく無視した結果となって…(後略)」と発言されています。しかし、日本軍「慰安婦」問題については、国連の他の人権委員会も女性差別撤廃委員会と同様の見解を示し、被害者への個人補償と責任者処罰の勧告を重ねています。さらに、委員会には日本政府のすべての説明を認める義務もありません。委員会のあり方についての貴職のご認識に誤りがあると思われま

す。また貴職は、これに続いて林陽子女性差別撤廃委員会委員長について言及し、「松井やより氏等々の後継に当たる方」と指摘しておいでですが、どのような事実をもってそのように断言なさるのか、お示しいただきたく存じます。さらに「非常に強いご主張を持たれた方」「確固としたご主張をお持ちの方が、日本側の代表として、委員長になっておられるのか」と述べられていますが、林氏の女性差別に関する高い見識と差別撤廃にかける意欲は、女性差別撤廃委員会委員長として適任者であることを示しています。

しかも、委員長を選任は委員の互選によるものであり、日本政府が推薦するものではありません。2016年2月16日の女性差別撤廃委員会で、日本政府代表団の団長杉山外務審議官も以下の通り発言しておられます。

"The Government of Japan is proud that Ms Yoko Hayashi is playing an active role as Chairperson of the CEDAW Committee and greatly contributes to its activities."

貴職がお考えになるそれ以外の適格性とは何かをお示しにならないままの上記の言及は誤解に基づくものか、あるいは単なる中傷とみなさざるを得ません。さらに、「日本側の代表として」との認識にも誤りがあります。23人の委員は、徳望が高く、この条約の対象とする分野についての十分な能力を有する専門家であり、個人の資格で職務に当たることになっています。そして、委員会のルール上、委員は自国の報告書の審議には関与せず、独立性と不偏不党性を貫いています。

貴職は、質問の後段において、「…非常に極端な『慰安婦』についての誤解と偏見に満ちた報道が、国際的に出ているのは事実」と述べられていますが、その報道を具体的にお示しになるべきです。

さらに、テーマとは別に「自民党の支援者に対して、それを説明しなければならないんです」と発言されています。しかし、国会議員が説明すべき対象は自民党支援者に留まらず、すべての国民です。これも重大な思い違いです。

以上の点をまとめて、以下のように箇条書きにて申し入れます。

- 一、国会議員として、憲法尊重擁護義務を守ること
- 一、国会議員として、条約及び確立された国際法規を誠実に遵守すること
- 一、発言は、事実確認と公正な情報に基づく調査に立脚して行っていただきたいこと
- 一、他者を批判する場合は、十分な根拠と説明責任を踏まえた上で慎重かつ正当な方法を考慮すること。そうでなければ、林委員長への言及は単なる誹謗中傷になるとご認識いただきたいこと。

以上